

令和2年 第9回別海町教育委員会議 会議録

- 1 開催日時 令和2年6月5日(金)
10時00分から11時05分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2委員会室
- 3 出席者 (5名)
- | | |
|------|---------|
| 教育長 | 登 藤 和 哉 |
| 教育委員 | 大 塚 保 男 |
| 教育委員 | 木 村 江 里 |
| 教育委員 | 伊 勢 浩 子 |
| 教育委員 | 粥 川 一 芳 |
- 4 出席職員 (13名)
- | | |
|----------|---------|
| 教育部長 | 山 田 一 志 |
| 教育委員会部次長 | 石 川 誠 |
| 学務課長 | 宮 本 栄 一 |
| 学務課主査 | 佐 藤 亮 |
| 学務課主査 | 大 山 晋 作 |
| 学校教育課長 | 入 倉 伸 顕 |
| 学校教育課主幹 | 池 田 卓 也 |
| 学校教育課主査 | 高 津 寛 人 |
| 生涯学習課主査 | 上 杉 大 洋 |
| 中央公民館副館長 | 小 村 茂 |
| 西公民館館長 | 田 村 康 行 |
| 東公民館館長 | 福 原 義 人 |
| 図書館長 | 新 堀 光 行 |
- 5 議事日程
- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 議案第1号 | 別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第2号 | 別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第3号 | 令和2年度別海町教育事務執行の点検評価等に関する報告書の提出について |
| 議案第4号 | 別海町教育振興審議会委員の任命及び委嘱について |
| 議案第5号 | 別海町生涯教育研究所所員の委嘱について |

議案第6号 令和2年度教育費予算の補正について
協議案第1号 令和2年度教育行政執行方針について

教育長
(登藤和哉君)

－【開 会】－

ただいまから令和2年第9回の別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は5名でございます。別海町教育委員会会議規則第5条の定足数に達しております。会議成立を宣言いたします。

開会に当たりまして、私の方から一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

改めまして、おはようございます。

皆様には、ご多用のところ出席を賜り、誠にありがとうございます。

いよいよ6月1日から学校も通常に始まり、子どもたちの登下校の風景を見ますと、本来に戻って良かったと安堵しているところであります。

しかしながら、まだ油断することなく自粛という名のがんばりをもう少し続けなければならないという風を感じております。

昔の寺子屋学習の風景画を見ますと、自由というか実におおらかでございます。現在の整然と並ぶ机で勉強するという認識から考えますと多少の違和感がございます。

しかし、寺子屋では個々の子どもに合わせた教育を師匠が考えて行う個人授業が基本だったそうです。現に、師匠が弟子一人ひとりに作成いたしました個別学習カリキュラムが残っているそうです。この寺子屋の質の高さが現代の日本の教育水準の高さにつながったといわれております。

現在の学校でこの方式はなかなか採用できないものでございますが、新型コロナウイルス感染症による休校で教育に関し、様々なものにスポットが当てられました。この個別カリキュラムに関して言えば今後AI等を用いる個別指導に活用できる可能性を感じております。

授業をめぐる固定観念にとらわれない取り組みが、今後必要であると認識しているという風実感しているところであります。

いずれにしましても、この感染症一連の経験を積み上げまして、未来への教訓として対策を講じて、前向きに一步踏み出すことが重要と考えております。将来、同様の事態に遭遇するかもしれない子どもたちのため、誰もが公平に恩恵を受けることができる仕組みを残すことこそが、大人としての役割だという風を感じているところであります。

それでは、本日の会議に入らせていただきます。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(登藤和哉君)

それでは、日程第2前回会議録の承認に入りたいと思います。
令和2年第8回の会議録について、事前に各委員の皆様から事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がございましたら発言をお願いいたします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ、承認することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、第8回の会議録については、承認することといたします。

－【報告】－

教育長
(登藤和哉君)

次に、日程第3、報告に入ります。

5月21日に開催いたしました、第8回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について事務局から報告をお願いします。

教育部長
(山田一志君)

それでは、私の方から、5月21日に開催されました第8回教育委員会議以降、本日までの主な行事や実施事業等について、お配りの資料により報告いたします。

5月22日、第1回定例教頭会議が開催されております。

そして26日、第1回社会教育委員の会議が開催され、社会教育関係の令和元年度事業実績報告が諮問されたほか、新型コロナウイルス感染症対策について報告がありました。

また同日15時から、全道教育長テレビ会議が開かれ、6月1日からの学校再開にあたっての留意事項や児童生徒の心のケア、学びの補償について意見交換が行われております。

そして本日、月が替わって6月5日、第9回の教育委員会議の開催となっております。

以上で報告を終わります。

－【議事】－

教育長
(登藤和哉君)

次に、日程第4議事に入りたいと思います。

議案第1号別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第2号別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定についての2件については、関連がございますので一括議題とさせていただきます。内容について事務局から説明をお願いします。

学校教育課主幹
(池田卓也君)

それでは、議案第1号別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第2号別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について、一括して説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

まずは、議案第1号別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定についてを説明します。

本規則につきましては、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に資することを目的に、就学援助費の支給を行っております。

今般、消費税増税に伴う各費目の国庫補助限度額の増額があり、制度の改正があったことから、本規則の一部を改正するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、主な改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表にてご説明しますので、議案資料の1ページをお開き願います。

議案資料1ページの新旧対照表ですが、右側が改正前、左側が改正後となります。改正内容につきましては、左側の改正後の欄にて説明をさせていただきます。

表の左側、科目の欄、学用品通学用品費については、上から、小学1年生13,230円、中学1年生25,040円、その下、その他の小学生ですが、15,500円、その他の中学生27,310円、次に科目、新入学学用品費、小学1年生51,060円、中学1年生60,000円にそれぞれ増額するものです。

2ページになります。科目、入学準備金、新1年生になる方が対象ですが、小学生51,060円、中学生60,000円、次に科目、体育実技用具費、11,810円に改正するものです。

次のページ、3ページから6ページになりますが、こちらは各様式中の文字の削除を行うもので、様式のタイトルや文章中の平成と記載されているものを削除し、令和でも対応することができるよう元号を削除するものです。

なお、附則としまして、この規則は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしており、本年度に支給する児童生徒に対しては、4月に遡って適用し、支給を行おうとするものです。

続きまして、議案第2号別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

議案書は8ページになります。

本規則につきましては、小学校及び中学校の特別支援学級に在籍している児童及び生徒の保護者に対し、教育就学奨励補助を行い、特別支援教育の推進を図り、児童及び生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に資することを目的に補助を行っております。

今般、就学援助制度と同様に消費税増税に伴う各費目の国庫補助限

度額の増額があり、制度の改正があったことから、本規則の一部を改正するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表にて説明しますので、議案資料は7ページをお開きください。

議案資料7ページの新旧対照表ですが、先ほどと同じく、右側が改正前、左側が改正後となります。

改正内容につきましては、改正後の欄にて説明をいたします。

表の左側、科目の欄、学用品通学用品費については、上から、小学1年生13,240円、中学1年生25,050円、その下、その他の小学生15,510円、その他の中学生27,320円、次に科目、新入学学用品費、小学1年生51,110円、中学1年生57,980円、体育実技用具費、11,810円に改正するものです。

また、9ページから11ページですが、各様式中の文字の削除を行うもので、様式のタイトルや文章中の平成と記載されているものを削除し、令和でも対応することができるように元号を削除するものです。

なお、附則としまして、この規則は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしており、本年度支給する児童生徒に対しましては、4月に遡って支給を行おうとするものです。

以上で、議案第1号、2号の内容説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

只今、議案第1号及び第2号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様方の御質問御意見がありましたら、お受けしたいと思います。何かありませんか。

教育委員
(木村江里君)
学校教育課主幹
(池田卓也君)

この規則は、令和2年4月1日からの改正となっておりますが、平成24年度から8年後の改正ということでしょうか。

改正につきましては、昨年秋に通知のほうがきまして、11月に教育委員会にかけまして改正をしております。

そしてまた、春に通知がありましたことから、今回改正するものです。

教育長
(登藤和哉君)

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ご質問等がなければ採決をさせていただきます。

議案第1号及び第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第1号及び第2号については原案のとおり決定することといたします。

教育部長
(山田一志君)

続きまして、議案第3号令和2年度別海町教育事務執行の点検評価等に関する報告書の提出について、事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第3号令和2年度教育に関する事務の点検及び評価報告書の提出についてということで、議案が13ページになります。

それでは、内容につきましては、別冊の令和2年度教育に関する事務の点検及び評価報告書、これに基づいて説明いたします。

報告書の方をお開き願います。

本件につきましては、5月21日開催の第8回教育委員会議におきまして、別海町教育事務執行の点検評価等に関する規程第3条第3項に基づき、点検評価委員に提出することとして議決をいただいたことによるものです。

5月28日に点検評価委員会が開かれ、教育委員会各所管からのヒアリング結果に基づき、委員2名から意見をいただき、報告書を作成いたしました。

別冊の報告書1ページですが、まず、点検評価の趣旨でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成して議会に提出し、公表しなければならないこととなっておりますので、本報告書を作成しております。

評価の結果ですが、令和元年度につきましては、ソフト事業が132件、ハード事業38件、これについて評価を行っております。

1ページ下段の(3)に評価基準を記載しております。

ソフト事業につきましてはAからEまでの5段階評価、ハード事業につきましては、○△×という形で評価をしております。

(2)の評価結果に戻ります。

ソフト事業132件のうち、A評価につきましては76件、パーセンテージで言いますと57.58%となっております。ちなみに、前年度評価についてはA評価が63.45%だったということで、5.87ポイント下がっているということになります。

B評価につきましては39件、29.55%、これも対前年度比で言いますと、0.79ポイントほど下がっているという状況です。

C評価につきましては14件、10.61%、D評価につきましては3件、2.27%、E評価につきましては0件ということとなっております。

次にハード事業についてですが、38事業のうち○の評価につきましては37件、パーセンテージで言いますと97.37%となってお

ります。

△評価につきましては1件、2.63%となっております。

以上の各事業について、教育委員会としての自己評価内容を説明し、点検評価委員の方に報告しております。

2ページをお開きください。

(4)の点検評価委員会の概要です。

委員につきましては、元教育委員会部次長の下地哲氏、社会教育委員長の青野芳樹氏に委嘱し、それぞれ各担当からのヒアリングを実施した後、評価をいただいております。

評価の総評につきましては、(5)の所の記載のとおりとなっております。

まず、昨年度の点検評価委員会における指摘事項に対する報告につきましては、それぞれ表の左側に指摘内容、右側に報告を記載しておりますが、2ページのまず(1)支援の必要な子どもに対する行政内の連携した取組から4ページ(10)の郷土資料館の取り組みの周知に関する指摘内容まで、10項目すべてについて、4ページ中段の表の下に記載のとおりですね、指摘内容に対する適切な改善方策、検討を行っているとの評価をいただきました。

次に、評価の2行目から令和元年度事業についての全体の評価となりますが、各課施設の自己評価についてはおおむね適正だと前置きをしたうえで、実績が目標を達成している事業であっても自己評価をBとしたケースについて、その理由を第三者に伝えること等について意見をいただいております。

以上の指摘を踏まえ、より適切な指標や目標の設定や、各事業情報のより効果的な周知について改善を図り、事務事業内容の一層の充実を進めてまいりたいと考えております。

4ページ中段以降には各課に対しますそれぞれの指摘事項、意見を掲載しておりますが、こちらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で議案第3号の内容の説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

只今、議案第3号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様方から御質問御意見がありましたら、お受けしたいと思います。何かないでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、ご質問がなければ採決したいと思います。

議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第4号別海町教育振興審議会委員の任命及び委嘱についてでございます。事務局説明をお願いいたします。

学務課主査
(佐藤亮君)

議案の14ページをお開きください。

議案第4号についてご説明いたします。

本議案は、別海町教育委員会の諮問機関として設置しております別海町教育振興審議会の委員について、任期満了に伴い任命及び委嘱するものです。

別海町教育振興審議会委員の任命及び委嘱について、別海町教育振興審議会委員を次のとおり任命及び委嘱する。

1の任命及び委嘱する委員については別紙のとおりです。

2の任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までです。別海町教育振興審議会設置条例第4条第1項に基づき、任期は2年となっています。

議案の15ページをお開きください。

委員の名簿になります。

今回任命、委嘱する委員は、名簿に記載しております10名の方々と、各所属の会長、部長や学識経験者等となっております。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

只今、議案第4号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見がありましたら、お受けしたいと思います。何かありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第5号別海町生涯教育研究所所員の委嘱についてでございます。事務局説明をお願いします。

生涯学習課主査
(上杉大洋君)

それでは、議案第5号別海町生涯教育研究所所員の委嘱について説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。

本議案につきましては、別海町生涯教育研究所設置条例第2条に基づき、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2か年の任期で所員を委嘱しているところですが、異動等によりその任を担えな

い状況となった所員の後任について委嘱を行うものであります。

なお、今回委嘱する所員の委嘱期間であります。別海町生涯教育研究所設置条例に基づき、その残任期間であります令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間となっております。

それでは、16ページ中段以降にあります所員名簿を朗読いたします。

坂内克裕氏、野付幼稚園園長、太田等氏、西春別小学校校長、中野幸治氏、中西別小学校教頭、上杉大洋、教育委員会生涯学習課主査、以上の4名となっておりますが、今回委嘱する4名を含む委員の一覧としては、別紙資料12ページに掲載をさせていただきます。

これで議案第5号の内容説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

只今、議案第5号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様方から御質問御意見がありましたら、お受けしたいと思います。何かないでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、ご質問がなければ採決したいと思います。

議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第6号令和2年度教育費予算の補正について、事務局説明願います。

教育部長
(山田一志君)

それでは、議案第6号令和2年度教育費予算の補正について、議案書17ページになります。

最初に私の方から、教育委員会全体の補正概要について説明を申し上げます。説明は、予算書1ページをご覧ください。

まず歳入です。主に、上春別小学校の高圧受電設備の改修に伴う町債など、学務課、学校給食センターを合わせまして、1ページの最下段に説明のとおり、教育委員会歳入合計で1,735千円を増額する補正となっております。

次に歳出です。予算書2ページをご覧ください。学務課では、歳入と同様、上春別小学校の高圧受電設備の改修工事、これの増、また総務費になりますが、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、レッツチャレンジ検定助成事業など、学務課、学校教育課、学校給食センターを合わせまして、2ページ最下段の記載のとおり、教育委員会歳出合計で5,342千円を増額となっております。

学務課主査
(大山晋作君)

ます。

引き続き、各課から内容について詳細に説明をさせます。

それでは、私の方から学務課の補正予算について説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入になります。

22款、1項、6目、校舎等整備事業債1, 200千円の増は、この後説明いたします、上春別小学校高圧受電設備改修工事に伴う起債の増によるものです。

学務課の歳入補正額合計についても、1, 200千円の増となります。

次に2ページをご覧ください。

歳出になります。

10款、2項、1目、小学校設備整備事業の工事請負費、1, 360千円の増は、上春別中学校高圧受電設備改修工事として、高圧気中開閉器の交換を行うことによる増額となります。

上春別小学校の高圧受電設備改修工事につきましては、平成31年度に策定した学校施設長寿命化計画において計画していた改修であり、今年度から2か年での改修を計画しております。

次に、4項、1目、各幼稚園経費、幼稚園事務経費の備品購入費、581千円の増は、上西春別幼稚園職員室用のパソコン6台を購入し更新を行うものです。

昨年度、町内小中学校、幼稚園の職員室用のパソコンについてWindows 10搭載のパソコンに更新したところですが、今回購入を予定している上西春別幼稚園につきましては、すでに一部のパソコンをWindows 10にアップグレードしていたことから、昨年度の更新対象のパソコンから除いていたところですが。

しかしながら、パソコン本体の老朽化が著しく、今年度に入りましても不具合が多発し、業務に支障が出ていることから、今回更新を行うものです。

以上、学務課の歳出の補正額合計は1, 941千円の増となります。

以上、学務課分の補正予算の説明とさせていただきます。

給食センター長
(宮本栄一君)

それでは議案第6号令和2年度教育費予算、学校給食センター分の補正について説明いたします。

本補正予算につきましては、当初予算に未計上の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費となります。新型コロナウイルス感染症対策事業の内、学校給食用加工業者補助事業経費として予算要求をするものです。

学校教育課主幹
(池田卓也君)

資料、令和2年度教育費補正予算1ページをご覧ください。

歳入です。21款、5項、1目、学校臨時休業対策費補助金535千円は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、国庫補助金4分の3を計上するものです。事業費の内容については、歳出の際に説明いたします。

次に歳出です。2ページをご覧ください。

10款、1項、3目、新型コロナウイルス感染症対策事業の学校給食用加工業者補助事業経費になります。

負担金補助及び交付金715千円の増は、新型コロナウイルス感染症対策として、学校の臨時休業に伴い休止された、学校給食用のパン等の委託加工業者に対する補助制度を活用して、パン・米飯・めん等の委託加工賃を委託加工業者に補助するための費用を計上しております。

以上で補正予算の内容説明を終わります。

それでは、学校教育課の補正について説明いたします。

補正予算書の2ページ、歳出になります。中段です。

2款、1項、17目、新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、レッツチャレンジ検定助成事業の役務費2,146千円の増は、子育て支援の充実及び町内児童生徒の自律的な学びの育成に向けて、町内の小中学校の児童生徒のうち、意欲的に受検している漢字検定、英語検定、算数数学検定の検定料の全額を町で負担するものです。

1種類1回の助成で、1人最大で3種類の検定を選択可能とするものです。

本事業を実施することにより、子育て世代の保護者の負担軽減を行うとともに、児童生徒の生きる力の一つである自律的な学習に向かう姿勢を培おうとするものです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行われた小中学校の一斉休業により、北海道教育委員会や各小中学校で様々な形で実施した取り組むべき課題やインターネットを通じたコンテンツを発信していますが、全国的に課題となっている自分で方向づけし、自ら学習に取り組むことができないという実態が本町の児童生徒についても、浮き彫りになったことから、本事業を切り口として、将来の資格にもつながる検定の受検料を助成し、推奨することで児童生徒の生きる力の一つである自律的な学習に向かう姿勢を培おうとするものです。

続いて、その下になります。10款、1項、3目、生きる力アッププロジェクト事業、需用費540千円の増は、NIEの取り組みに別海町新聞の日を新たに設定するものです。

これまで取組んできている読売新聞と、こども新聞に加え、北海道新聞とまなぶんを毎月1回、月末の月曜日に学校を通して全児童生徒に配布するものです。

本事業につきましては、今年度から第3期目の初年度として、ふるさと別海を支える教育を進めるため、ふるさと教育の推進、学びの土台づくりとなる読書活動の推進とNIEの取り組み及び教師力の向上に取り組んでおります。

今年度から、小学校を皮切りに本格実施となった学習指導要領で言語能力とともに、学習の基盤となる資質、能力の一つである情報活用能力の育成のために、新聞を活用することが小中高すべてで明記されております。

このようなことから、学びの土台となる読解力向上のため、別海町新聞の日を加え、児童生徒が複数の新聞を読み比べることで、情報を正確に理解し、情報の信頼性を判断したうえで、必要なものを活用する力を育むこととするものです。

以上、2つの事業の補正予算を合わせまして、学校教育課合計2,686千円を予算要求するものです。

以上で学校教育課補正予算の内容説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

議案第6号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見がありましたら、お受けしたいと思えます。何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ採決させていただきます。

議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第6号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、協議案第1号令和2年度教育行政執行方針について、事務局説明願います。

教育部長
(山田一志君)

続きまして、協議案第1号令和2年度教育行政執行方針について、議案書の方は18ページになりますが、説明は別冊資料の方で行います。

別冊資料の1ページをお開き願います。

令和2年度教育行政執行方針であります。今年度は、ご承知のとおり町長選挙のある年でありました。通常のスケジュールとは異なり、6月定例会で町長は行政執行方針を、教育長は教育行政執行方針を述べることとなります。

今年度の本町教育行政執行方針の作成に当たっては、北海道総合教育大綱に基づく道教育行政執行方針、そして根室教育局が示す根室管内教育推進の重点、これらを踏まえ、第7次別海町総合計画に位置付ける5つの主要施策ごとの項目だてにより構成をしております。

この構成については、前年度の策定方法と変わりございません。

そのうえで、登藤教育長が、本年度、特に重点施策とする8つの内容を盛り込んでおります。

また、書きぶりについては、道の方針も参考としながら、わかりやすくシンプルな表現とし、全体の文字数については、町長の行政執行方針を上回らないよう、概ね5,000字程度として策定をしております。

なお、今年度は、教育行政執行方針を年度当初に示す前に新学期がスタートすることという風になりますので、学校現場で支障をきたすことのないよう、4月9日に開催しました校長教頭合同会議の場で、令和2年度別海町教育行政のポイント、別海町教育総合実践ビジョン、子どもたちの将来を見据えたふるさと別海を支える教育、この3つの資料を示した上で、登藤教育長から各学校長に学校教育における重点とする取組みについて考えをお伝えしております。

それでは内容の説明に入ります。

前段、1はじめには、本町教育が目指すべき大きな方向性と、コロナ禍にある現状を表現したうえで、次のページ、2教育行政に臨む基本姿勢では、2月に就任した登藤教育長の教育に対する想いを3点にまとめ、述べております。

次、3主要施策の推進については、5つの項目にまとめ、教育委員会内の各所管が進める施策の方向性や事業について述べております。

教育行政執行方針案は、事前に皆様にお配りしておりますので、朗読は省略し、各項目の内容について要点をご説明させていただきます。

それでは、主要施策の推進の中での(1)生涯にわたり学ぶ社会教育の推進についてです。

社会教育の推進には、生涯にわたり積極的に学び、その学習成果が活かされる環境や、地域づくりが大切であり、身近な学びの場である各公民館や図書館を拠点とし、幅広い世代の学習ニーズに対応できる機会を提供するとともに、生涯学習センターの令和4年度供用開始に向け、整備を進めます。

また、子どもたちが自分の住む地域への興味や関心を持ち、まちづくりに参画する機会として、昨年度小学生を対象に実施したべつかい子ども未来議会を今年度は、中学生を対象に実施しますとまとめてお

ります。

続いて（２）４ページでございます。（２）生き抜く力を育む学校教育の推進についてです。

学校教育に関しては、地域の子どもたちは、地域が育てるの意識のもと、地域で目指す子ども像を共有し、地域の特色を活かした魅力ある教育を推進する別海型コミュニティ・スクールを全学校区で本格実施し、持続可能な取組みを推進します。

また、幼児教育の充実に向け、保幼小中の連携強化を図り、小中一貫教育の調査、研究を進めます。

本町の未来を担う子どもたちが、生き抜く力を身に付ける一環として、ふるさと教育と学びの土台づくりに力を入れ、町の魅力を学ぶための本町独自の社会科副読本の作成に向けた取組みや、NIEについては、新たに新聞の日を設けるなど、取組みを進めます。

さらに、国が進めるGIGAスクール構想を活用し、校内通信ネットワーク整備と児童生徒１人１台端末の整備を進めます。

不登校やいじめ対策では、教育相談の充実に向け、新たに西地区にふれあいる一むのサテライトを開設します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、長期の休業を余儀なくされた児童生徒の学習意欲を促すため、漢字検定等の受験料を助成する制度を今年度、試行的に実施します。

また、地元、別海高等学校の普通科３間口の確保及び酪農経営科生徒の増員を図るため、寄宿施設利用者への助成をはじめとした各種支援を継続しますとまとめております。

次に、（３）郷土愛と社会性を育む青少年の健全育成についてです。ページでいうと８ページになります。

青少年の健全育成については、本町の担い手として、夢の実現と目標達成に向けて、豊かな社会性とふるさとべつかいへの郷土愛を育むための取組みを推進します。

また、生活習慣の改善において、メディアコントロールを推進し、情報モラルの教育を図るとともに、地域の特性や人材を活用した青少年スクール事業を通じて青少年団体の育成を図りますとまとめております。

次に４番、９ページでございます、地域に根ざし個性あふれる地域の芸術文化の振興です。

地域芸術、文化の振興については、文化連盟やサークルとのさらなる連携を図り、町民主体の芸術、文化活動を促進します。

昨年度リニューアルオープンした旧奥行臼駅通所は、奥行地区に集

中する貴重な史跡の中核施設であり、積極的に活用し地域の文化財を学ぶ機会の充実を図るとともに、西別湿原ヤチカンバ群落地の国の天然記念物指定に向けた調査を進めます。

また、老朽化が課題となっている郷土資料館は、引き続き整備方針を検討するとともに、既存の施設での展示物の充実を図りますとまとめております。

次、10ページになります。(5) 活力に満ちた地域をつくるスポーツの振興についてです。

スポーツの振興については、すべての町民が、生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりができるよう、スポーツ協会やスポーツ少年団等と連携した取組みを進め、健康の維持・増進を図ると共にスポーツによるまちづくりを進めますとまとめております。

次、4むすびですが、11ページです。むすびでは、各施策の実施に当たっては、登藤教育長が教育の原点と考える手作り感、ぬくもり感、つながりを大切に、地域、学校、家庭、行政が一体となって、総ぐるみで取組みを進める意思を述べております。

以上、雑駁ではありますが、令和2年度教育行政執行方針の説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)
教育委員
(大塚保男君)

只今、協議案第1号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見がありましたら、お受けしたいと思います。何かないでしょうか。

小中一貫教育について、調査、研究を進めるという説明でしたけれども、少子化の関係で全学年が複式学級になっている学校もある中で、将来的な配置を今の段階でどのような考えを持っておられるのかをお聞きします。

もう1点、新型コロナウイルス感染症による長期休業から学校が再開され、今後、いろいろな問題が出てくると思われま。学校では授業の遅れを戻すために先生方が先へ急ぐ状況になることが考えられますが、そのスピードについて行けない子供たちの学習意欲が薄れることが心配されます。

教育行政執行方針の中で、子供たちの学習意欲の促進についての取組もありましたけれども、学習意欲に関する考え方についてもお聞きしたいと思います。

学校教育課長
(入倉伸顕君)

まず1点目の小中一貫教育の進め方なんですけれども、本町で定めております適正配置計画に基づきまして、取組みを進めているのが基本となっております。

昨年度から各学校で出生数だとか、その辺を含めまして、今後どのような見通しになるかというものをおさえております。今、推進校と

しては、小学校、中学校ともに上風連、中西別、西春別という風になっております。これらの取りまとめたデータをもとに、コミュニティ・スクールの協議の場等への情報提供を通しながら、地域として学校をどうしていくのか、そして教育委員会としてどうしていくのかということを考えながら進めていこうという風に考えております。

その中で、小中一貫を含めて、今いろんな形であります小中一貫教育、分散型、統合型色々ありますので、その辺の特徴を踏まえながら今後方向性を決めていきたいという風に考えております。

あと、学校の再開に伴う部分なんですけれども、この部分については、本格的な再開が6月1日から始まったわけなんですけれども、その2週間ほど前から分散登校というのを実施しておりました。この分散登校では、6月1日からの学習がスムーズに行われるようにという観点に基づいて、前半給食を食べないで午前中で終わります。10日間のうちの後半につきましては給食を食べて行きますというようなことで、その10日間のうちですべての人が5回学校に出られるような状況を作って、徐々に慣れるような形も作ってきて、今回6月1日からの本格再開というようになっております。

大塚委員さんご心配のとおりですね、今後学校において児童生徒の様子だとか、その辺を状況を見ながら、学校と教育委員会が連携を取りながら、学習意欲が薄れないですとか、あとは学校に行きたくないだとか、そういったことも含めながら、全体的に先生方、養護の先生方、そして教育委員会一体となって進めていきたいと考えております。以上です。

教育部長
(山田一志君)

少しだけ、私の方からも話をさせていただきますと、非常に大塚委員懸念されている、長期休業があったことによって確かに子供たちの学校というものを通した生活レベルがかなり、なかなか元に戻らない状況なのかなというのは我々職員もすごく心配しているところで、そのことは学校現場のほうからも、校長あたりからも、随分懸念されているというようなことも話としては当然届いておりますし、本当に場合によってはですね、スクールソーシャルワーカーの先生ですとか、そういったものを活用しながら、子どもたちがもし学校の授業についていけないですとか、そういったことがあるようでしたら、そういった悩み事を聞いたりですとか、そういったことに関する先生方の目配りだとか、そういったものもお願いしながらですね、そういった子供たちが出ないような形で授業を進めていただくようにですね、それは教育委員会としても各学校のほうには機会を通じてお話しをしていきたいという風に考えておりますし、国のほうでは年度の終わりを場合に

よっては一か月程度ずらすなんていうことも言っておりますので、しっかりその子供たちの学習の状況をですね、そういったものを把握しながらですね、必要があれば国の言っている対応もそれは検討をしていかなければならないと考えております。

いずれにしても、学校現場いろいろと話を聞きながらですね、ケアをしていきたいなという風に思っております。以上です。

教育長
(登藤和哉君) そのほか、何かございませんでしょうか。
(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君) なければ、採決をさせていただきたいと思います。
協議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君) 異議がないようですので、協議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

－【その他】－

教育長
(登藤和哉君) それでは議事は終了しましたが、日程第5その他に入りたいと思います。
事務局何かありませんでしょうか。

学務課長
(宮本栄一君) それでは私のほうから、新型コロナウイルスの状況についてということで、A4の資料1枚ですけれども、説明をさせていただきます。
まず1点目ですけれども、公立小中学校、認定こども園について、まず公立小中学校すべて6月1日から再開し、通常通り授業を行っております。また学校再開に伴い、学校給食もフル稼働して、全食数提供している状況です。幼稚園につきましても、学校と同様の取り扱いとなっております。

2番目です。部活動、少年団活動について、6月1日からの学校再開に合わせまして、感染対策を講じたうえで、6月の第一週は怪我の防止等からより短い時間で効果的な活動ができるよう工夫して実施しております。

3番目です。町立社会教育施設の再開について、社会体育施設につきましては5月26日火曜日から一般開放を再開しましたが、高校生以下は学校再開に合わせ、6月1日月曜日からの解放としております。なお、3か所の温水プールにつきましては、6月1日からの解放としておりますが、採暖室につきましては当面の間、密を避けるために使用禁止としております。公民館、図書館等の社会教育施設につきましては、6月2日火曜日から再開をしている状況です。

4点目です。感染症対策について、まず1の当初8月末に納品予定

であったセンサー式体温計ですが、6月1日に納品されたため、小中学校16校、幼稚園3園、ふれあいる一むの計20個配布しております。残りの1台につきましては教育委員会で予備として保管している状況です。

2です。渡邊清掃株式会社から寄贈を受けたオートディスペンサー自動アルコール消毒器を、各小中学校、幼稚園、社会教育施設に計25台配備いたしました。

3です。6月10日水曜日に別海医療サポート隊医良同友から寄贈予定のマスク3,000枚につきましても、各小中学校に配布する予定です。

4です。最後に、国が示した新しい生活様式を元に、特に気を付けていくことを1日の流れとしてまとめたチラシ、学校用と家庭用を作成しまして、各学校から周知するという予定となっております。

以上、コロナ対策についての説明といたします。

教育長
(登藤和哉君)
教育委員
(木村江里君)

それでは、只今の説明に対し、何か委員の皆様方からお聞きしたい点等があったらお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

学校側の先生のほうからお話があったんですけども、子どもの登校してきたときに、手洗い、このディスペンサーを使うというのは流れができていますが、給食のあと等にうがいをする水飲み場の数と、トイレの数にやはり不安があるようで、その辺の聞き取りをしてあげてください。

教育長
(登藤和哉君)

要望として受けさせていただきます。

今後、そういった部分も事務局で調べておいてください。

そのほか、何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

事務局そのほか説明することはありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

せっかくの機会ですので、委員の皆様方からも何かありませんでしょうか。

教育委員
(大塚保男君)

教育委員の学校訪問について、今年度は新型コロナウイルス感染症の関係がありますけれども、今後に向けてどのように考えられているのかお聞きします。

学務課長
(宮本栄一君)

今現在ですね、調整中ということで、決まりましたらお知らせいたします。以上です。

教育委員
(大塚保男君)

実施時期は遅れるけれども実施するという方向で考えてよろしいでしょうか。

学務課長

基本的には、実施する予定で考えております。

(宮本栄一君)

教育長

(登藤和哉君)

教育委員

(木村江里君)

学校教育課長

(入倉伸顕君)

そのほか、委員の皆様方から何かありますでしょうか。

父兄のほうから子供の学校再開が6月からということで遅れてきていますので、夏休みにそれが流れ込んでくる可能性とか、その辺を早く知りたいというご意見がありました。よろしく願いいたします。

今、木村委員から確認があった部分ですけれども、現在校長会のほうと確認を図っておりまして、その調整している内容をお伝えいたします。

夏休みですけれども、8月8日の土曜日から8月17日の月曜日までの10日間、そして冬休みにつきましては、12月26日の土曜日から1月12日火曜日までの18日間を予定しております。現段階では、土曜授業は実施しないことを予定しております。今後、さらに校長会のほうと調整を進めて、最終的に決定して周知していきたいと思っております。以上です。

教育長

(登藤和哉君)

教育長

(登藤和哉君)

そのほか、委員の皆様方から何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、以上で本日予定をしておりました案件についてはすべて終了でございます。

これをもちまして、第9回教育委員会議を閉会いたします。

皆様、大変お疲れ様でした。

－【閉 会】－